

学生教育研究災害傷害保険 （賠償責任保険付帯）のごあんない

授業や学校行事中、あるいは通学中、課外活動中といった教育研究活動中の事故の予防については、日頃から十分な対策を立てておくべきですが、それでも事故とは思わぬ時に起こるものです。

横浜国立大学では、教育研究活動中の不慮の災害事故や損害賠償の補償に備えるために本保険制度を導入しています。

ご加入に際しては、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の運営者である公益財団法人日本国際教育支援協会のホームページ(<http://www.jees.or.jp/>)に、本保険に関する重要な事項が掲載されていますので、必ず確認の上で手続きされますようお願いいたします。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ この保険のあらまし ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

1. 学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）

本学の教育研究活動中に生じた不慮の事故・災害により身体に傷害を被ったとき保険金が支払われます。

例えば以下のような事故のケースが対象となります

1 正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間、それらに関する研究活動を行っている間の傷害事故。

- 【例】 ○実験中に試験管をぶつけてしまい、右手小指に刺さり切傷となった。
○体育の授業中にバスケットボールをしていたとき、リバウンドのボールに指が当たり骨折した。

2 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故。

- 【例】 ○大学祭で模擬店の調理中、誤って包丁で切ってしまい左手小指を負傷した。

3 キャンパス内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間の傷害事故。

- 【例】 ○キャンパス内の自転車置場の階段を下りている途中、足をくじいて左足首を捻挫した。

4 課外活動中

大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間の傷害事故。

- 【例】 ○柔道の練習中、畳の上に膝から落ちて捻挫した。

5 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除く）により、住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故。

- 【例】 ○二輪車で走行中、ハンドル操作を誤り転倒して骨折した。

6 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除く）により、大学が教育研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間の傷害事故。

「病気」はこの保険の対象になりません

この保険では、病気や、私生活・アルバイト中のケガは補償されません。

これらも補償対象としたい場合は、学研災付帯学生生活総合保険の案内を参照してください。

支払保険金の種類と金額 ―学生教育研究災害傷害保険―

担保範囲 保険金 の種類	・正課中 ・学校行事中	・通学中 ・学校施設等相互間の移動中 ・学校施設内にいる間	・課外活動※ ¹ 中（学校施設内・外）
医療保険金	3千円 ～ 30万円 【対象】治療日数※ ² 1 日以上	6千円～30万円 【対象】治療日数※ ² 4 日以上	3万円 ～ 30万円 【対象】治療日数※ ² 14 日以上
後遺障害保険金	120万円 ～ 3,000万円	60万円 ～ 1,500万円	
死亡保険金	2,000万円	1,000万円	
入院加算金	4,000円／1 日 【対象】入院 1 日目から ☆入院 180 日を限度		

※¹ 大学に届け出た団体であること。

※² 治療日数とは実治療日数（実際に入院または通院した日数）をいい、治療期間の全日数が対象になるものではありません。

2. 学生教育研究賠償責任保険

国内外において、学生が正課（教育実習、インターンシップ、ボランティア活動含む）、学校行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりすることにより被る法律上の損害賠償を補償します。

例えば以下のような事故のケースが対象となります

- 化学の実験中、間違っ 薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、相手に火傷を負わせてしまった。
- 学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。
- 正課のインターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し、誤って壊してしまった。
- 大学へ行く途中、駅の階段を駆け降りたとき、前にいた老人を突き飛ばしてしまい、大けがをさせてしまった。

補償金額 ―学生教育研究賠償責任保険―

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（免責金額0円）

3. 保険期間と保険料 ※修業年限にあわせるので保険期間の短縮は不可

保険期間	保険料
1 年 間	1,340円
2 年 間	2,430円
3 年 間	3,620円
4 年 間	4,660円

- ・ 保険期間は所定の修業年限にあわせます。（短縮不可） 例）学部1年生→4年間、学部2年生→3年間
- ・ 長期履修生は修業年限によって延長が必要となります。